

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称

株式会社アネシス

住所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷8-12-92

代表者氏名

渋谷プレステージ館

電話番号

代表取締役社長 室井明彦

FAX番号

TEL 06-6229-2292

メールアドレス

FAX 06-6229-2293

mente-kansai@500600.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

上下水道事業管理者 殿

令和 年 月 日

東京都渋谷区渋谷 3-12-22
届出者 株式会社アネシス
代表取締役 室井 明彦

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フ リ ガ ナ 氏名又は名称	カブシキガイシャアネシス 株式会社アネシス		
住 所	東京都渋谷区渋谷 3-12-22		
フ リ ガ ナ 代表者の氏名	ムロイ アキコ 室井 明彦		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
役員の追加		代表取締役 室井 明彦	
事業者の代表	戸田 明雄	代表取締役 室井 明彦	
役員の退任	戸田 明雄		

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

令和　年　月　日

遅延理由書

株式会社アネシス

東京都渋谷区渋谷 3-12-22

代表取締役　室井 明彦

この度、指定給水装置工事事業者変更届出書等の提出について、業務多忙の為、失

念しており、提出が遅くなりました。

今後、このようなことが無いよう留意致しますので、お取り扱いの程、よろしくお願
い致します。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその代表者又は役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社アネシス

住 所 東京都渋谷区渋谷3-12-22

渋谷プロステーション3F

代表者氏名 室井 明彦



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
株式会社アネシス

会社法人等番号	0200-01-054980
商 号	株式会社アネシス
本 店	東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成1年11月28日
目的	<ul style="list-style-type: none">1. 建物のメンテナンス業2. 建物等各種建築物の清掃並びに設備保守管理3. 建築土事務所の経営4. 建築工事業5. 大工工事業、塗装工事業、内装仕上工事業6. 管工事、水道施設工事の設計、施工、請負及び監理7. 事務機器、事務用品、日用雑貨品及び給排水設備機器の輸出入業、販売業8. 工業所有権、著作権等の無体財産権、コンピューターのシステムエンジニアリング、その他コンピューターソフトウェアの企画、取得、保全、利用、販売業9. オフィスオートメーション機器、コンピューターに関するソフトウェア商品の企画、開発、製作並びに輸出入業、販売業10. 鍵、防犯・防災機器の修理、取り付け、販売業11. 飲食店、ホテル、ペンション、ロッジ、プレイガイドの経営12. テニス場、エアロビクスダンス場、アスレチッククラブ、プール等スポーツ施設の経営13. 要介護老人、病人及び身体障害者に対する入浴、食事その他の日常生活における介護サービスに関する業務14. 不動産の売買、交換、仲介、賃貸及び管理15. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業16. 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業17. 生命保険の募集に関する業務18. 総合警備保障業務19. 広告、宣伝及び販売促進に関する企画制作業務20. 広告代理店業、出版及び印刷業21. 文書作成事務、秘書・受付・電話交換事務、事務機器・通信機器の操作、コンピューターのシステム設計等の事務処理の請負業22. 経営指導、企業管理に関する研修会の開催23. 経営コンサルタント業務24. 旅行代理店業務25. 総合リース業26. コールセンター業務27. 上記各号に附帯関連する一切の業務

東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
株式会社アネシス

発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡によ り取得するには、株主総会の承認を要する	
役員に関する事項	取締役 戸田明雄	平成27年12月 9日重任 ----- 平成27年12月14日登記 ----- 令和2年 1月31日辞任 ----- 令和2年 2月10日登記
	取締役 室井明彦	平成31年 4月 1日就任 ----- 平成31年 4月 1日登記
	横浜市青葉区あざみ野二丁目6番地13 <u>代表取締役 戸田明雄</u>	平成27年12月 9日重任 ----- 平成27年12月14日登記 ----- 令和2年 1月31日退任 ----- 令和2年 2月10日登記
	横浜市都筑区荏田南五丁目23番40号 <u>代表取締役 室井明彦</u>	平成31年 4月 1日就任 ----- 平成31年 4月 1日登記
	登記記録に関する 事項	平成26年2月4日横浜市港北区新横浜三丁目6番地12から本店移転 ----- 平成26年 2月 6日登記



東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号
株式会社アネシス

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 3 年 5 月 6 日
東京法務局渋谷出張所
登記官

肥 田 携 士



株式会社アネシス

定 款

平成 28 年 12 月 22 日改定



株式会社アネシス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社アネシスと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物のメンテナンス業
2. 建物等各種建築物の清掃並びに設備保守管理
3. 建築士事務所の経営
4. 建築工事業
5. 大工工事業、塗装工事業、内装仕上工事業
6. 管工事、水道施設工事の設計、施工、請負及び監理
7. 事務機器、事務用品、日用雑貨品及び給排水設備機器の輸出入業、販売業
8. 工業所有権、著作権等の無体財産権、コンピューターのシステムエンジニアリング、その他コンピューターソフトウェアの企画、取得、保全、利用、販売業
9. オフィスオートメーション機器、コンピューターに関するソフトウェア商品の企画、開発、製作並びに輸出入業、販売業
10. 鍵、防犯・防災機器の修理、取り付け、販売業
11. 飲食店、ホテル、ペンション、ロッジ、プレイガイドの経営
12. テニス場、エアロビクスダンス場、アスレチッククラブ、プール等スポーツ施設の経営
13. 要介護老人、病人及び身体障害者に対する入浴、食事その他の日常生活における介護サービスに関する業務
14. 不動産の売買、交換、仲介、賃貸及び管理
15. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
16. 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
17. 生命保険の募集に関する業務
18. 総合警備保障業務
19. 広告、宣伝及び販売促進に関する企画制作業務
20. 広告代理店業、出版及び印刷業
21. 文書作成事務、秘書・受付・電話交換事務、事務機器・通信機器の操作、コンピューターのシステム設計等の事務処理の請負業
22. 経営指導、企業管理に関する研修会の開催
23. 経営コンサルタント業務
24. 旅行代理店業務
25. 総合リース業



26. コールセンター業務
27. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(発行する株式の内容)

第6条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主割当て)

第7条 当会社の株式を会社法202条または186条の規定に従い、有償または無償で株主に割り当てる場合には、取締役の過半数の一致で行うことができる。

(株券)

第8条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株主名簿記載請求)

- 第9条 当会社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載（以下、「記録」を含む）された者またはその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りではない。
- 2 当会社の株式に質権を設定した者は、株主名簿に質権の登録を請求できる。
 - 3 前各項の請求は、当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、かつ当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。
- 2 前項にもかかわらず、毎事業年度末日の翌日から定時株主総会の前日までに、当会社の募集株式を割り当てられ、または吸収合併もしくは株式交換、吸収分割により株式を割り当てられ株主となった者は、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できるものとする。
 - 3 前2項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。



(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主および質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続)

第13条 株主総会を招集するときは、書面または電子投票を定めた場合を除き、会日から1週間前までにその通知を発する。ただし、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続を行わない事ができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、株主の互選によって議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役および代表取締役

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第17条 1 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。
2 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 1 取締役の任期は選任後10年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。



(代表者)

- 第19条 当会社の取締役が2名以上のときは、取締役の互選によって代表取締役1名を定める。代表取締役は社長とする。
- 2 当会社の取締役が1名のときは、その者を社長とする。社長は、会社を代表する。

(報酬等)

- 第20条 取締役の受けるべき報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第21条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第22条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または質権者に対して支払う。
- 2 剰余金の配当が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

この写しは原本と相違ないことを証明します。

R3年9月8日

事業所名
代表者名

株式会社 アネシス

代表取締役 室井明彦

